

	文書分類	回 覧 処 分				
	M・5・1・8	会 長	副 会 長	事 務 局 長	係 長	係 員
月 日	保存種別					
	永 久					

川崎町農業委員会

11月総会議事録

期 日 平成30年11月9日(金)

場 所 川崎町役場2階入札室

※この公開議事録は個人情報に関すると思われる部分については●で消しています。

平成30年11月9日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場2階入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午前13時30分

2、出席委員(13人)

1番	土田 大作	2番	高山 富昭	3番	田所 義信
4番	中村 明	5番	西山 一郎	6番	政時 修
7番	松江 英幸	8番	大内田 峰夫	9番	谷 照明
10番	原 健治	11番	原口 友博	12番	横田 裕子
13番	山下 理江				

3、欠席委員(なし)

農地利用最適化推進委員

木下 重光	松崎 正臣	奥 俊英
鍋藤 清孝	奥 俊英	川根 節生

4、本会事務局 局長 中野 新吉郎 係長：林 勇 再任用職員 森元 清孝
嘱託職員 城戸 里美

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 第2番 高山委員 第3番 田所委員

- ・議案第1号 特例事業（農地売買等事業）による農地の売買について
- ・議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（利用権設定）の公示について
- ・議案第3号 農振（農用地）除外の意見照会について
- ・報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届け出（合意解約）について
- ・その他

事務局 定刻になりましたので、平成30年11月の農業委員会総会を始めたいと思います。本日は13名の出席であり、定足数に達していますので、総会は成立しています。

それでは、議事を行いたいと思います。議長は会議規則第4条の規定により会長にお願いし議事進行いたいと思います。それでは、議長お願いします。

議長 (挨拶)

それでは議事日程第1、議事録署名委員の決定について議題といたします。議事録署名委員は、議長が指名させていただくことにご異議ありませんか。(なし) 2番 ●●委員 3番 ●●委員にお願いいたします。それでは議題に入ります。(大内田委員、退席する)

議案第1号 特例事業(農地売買等事業)による農地の売買について。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第1号番号1 特例事業(農地売買等事業)による農地の売買について。譲渡人住所、●●番地。氏名●●。譲受人住所、●●番地、氏名、●●、土地の所在、●●番地、地目、●●、地籍●●㎡、●●番地、地目、●●、地籍●●㎡、合計面積●●㎡、所有権の移転時期、平成30年11月26日、これは9月の総会、議案第4号、売買によるものです。2ページに位置図、3ページに航空写真を添付しています。

現地は11月5日農業委員であります●●委員と●●推進委員と現地確認をしました。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。現地を確認しました、●●推進委員さん補足説明をお願いいたします。

(中島推進委員)

●●委員 11月5日に●●委員を含めて現地立会しました。以前から●●委員さんが耕作していたことと、今後についても何も問題がないと判断しました。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ただ今の事務局説明及び●●委員の補足説明について、質疑のある方は挙手を願います。

議長 ありませんか。それでは、お諮りします。議案第1号・番号1について、原案のとおり賛成の方の挙手を願います。

(異議なし)

賛成多数ですので、議案第1号・番号1は原案のとおり承認とします。

議長 続きまして、議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(利用権設定)の公示について事務局説明をお願いします。

事務局 議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画

(利用権設定)の公示について。今回19件ありますので、番号1のみ説明させていただきます。賃借人氏名、●●、住所、●●番地、賃貸人氏名、●●、住所、●●番地。土地の所在、●●番地、地目、●●、面積、●●㎡、●●番地、地目、●●、面積、●●㎡、設定の内容は継続にて期限は5年間、10a当たりの小作料は14,800円です。続いて6ページを参照ください。全体の新規の件数は●●件、●●、●●㎡、畑、●●㎡、継続の件数●●件、●●、●●㎡、畑、●●㎡。内訳は借手●●人、貸手●●人、田、●●筆、面積、●●㎡、畑、●●筆、面積、●●㎡、合計、●●筆、面積、●●㎡説明については以上です。

議長 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ご意見がある方はいませんか。

(なし)

それでは、お諮りします。議案第2号・番号1について、原案のとおり賛成の方の挙手を願います。

(異議なし)

賛成多数ですので、議案第2号・番号1は原案のとおり承認いたします。

議長 長 続きまして、議案第3号、川崎町農業振興地域整備計画の用途区分変更に係る意見について事務局説明をお願いします。

事務局 この議案は太陽光発電設置建設の為の申請で、農用地を除外し地目を雑種地に変更するものです。番号1、申請人住所、●●番地、氏名、●●、土地の所在、●●番地、地目、●●、面積、●●㎡、●●番地、地目、●●、面積、●●㎡、合計、●●㎡です。土地利用の規則ですが農地法です。8ページに位置図、9ページに字図、10ページに航空写真を添付しています。場所は荒平公民館の裏に位置し魚楽園の反対側になります。現地確認は11月5日に●●副会長と●●推進委員にお願いしました。説明については以上です。

議長 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。現地を確認しました、●●推進委員さん補足説明をお願いいたします。

(●●推進委員)

●●推進委員 先程、事務局が説明したとおりで申請人であり、●●さんのすぐ家の下です。航空写真を見ていただいたら解ると思いますが、前の線路敷きの横になります。今、この田はきちんと耕されて管理はされています。●●番地の畑に関しても地域の●●さんが畑として使っていましたが、太陽光発電をするにあたり問題はないのかと尋ねました。そこら辺の問題は解決しているそうです。周辺を見ても太陽光が設置されたとしても何の弊害はないのではないかと判断しました。

議長 長 ただ今の事務局説明及び推進委員の補足説明について、質疑のある方は挙手を願います。

(異議なし)

それでは、お諮りします。議案第3号、番号1については、原案のとおり賛成の方の挙手を願います。賛成多数ですので、議案第3号番号1は原案のとおり承認といたします。

議長 長 続きまして、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届け出(合意解約)番号1について事務局説明をお願いします。

事務局 報告第1号番号1 農地法第18条第6項の規定による届け出(合意解約)について賃貸人住所、●●番地、氏名、●●、賃借人住所、●●、氏名、●●、土地の所在、●●番地、地目、●●、面積、●●㎡、●●番地、地目、●●、面積、●●㎡、●番地、地目、●●、面積、●●㎡、●●、地目、●●、面積、●●㎡、●●番地、地目、●●、面積、●●㎡、●●、地目、●●、面積、●●㎡、合計●●㎡、申請理由、贈与のため。契約期間、平成28年5月20日～平成33年5月19日。合意成立日、平成30年9月30日です。12ページに位置図、13ページに字図、14ページに航空写真を添付しています。場所は長主病院の裏手、中元寺川の横に位置します。説明については以上です。

議長 長 報告第1号番号1 農地法第18条第6項の規定による届け出(合意解約)の説明を終わります。その他に入りたいと思います。事務局をお願いします。

事務局 何回も言っていますが会計監査の対象となりますので、活動記録簿を提出して下さい。農業新聞推進の推進も合わせてお願いします。今年の8月のパトロールの集計(田・畑)が出ましたので報告します。

荒廃農地を含めてH29年は遊休農地、5,577,822㎡、H30年は535,455㎡で約、40,000㎡ほど遊休農地が減りました。

山林化した分と宅地は入っていません。12月の総会までに今度、意向調査、これを作って皆に所有者に事情を説明して貰いながら、配布をして荒廃農地になっていますが、これから先どうしますか。と言った調査をお願いしたいと思います。

(大内田委員)

大内田委員 (パチンコ)ダイナムの照明が明る過ぎて、道路際の方が稲の熟れが悪いので、農業委員会から認可も出した事なので言ってほしい。(申請書通りにきちんとしてないと思う。照明は店舗の方だけ照らせれば良い)それを要望しようと思います。

(局長)

局長 今、大内田委員の言われた要望は返事を今すぐと言いう事ではなく、

- 議 長 調べて回答・対応したいと思います。
局長が言われたように、事務局のほうでも調べて回答すると良いですか。
- (異議なし)
- 他にありませんか。
- (●●委員)
- 委員 今、川崎町の耕作放棄地を町外の人が探しています。赤村の●●さん、飯塚市大分から来ている●●、麦・大豆を作っている30代半ばの兄弟です。10月末に稲刈りをしていましたら、●●の人があいている農地が無いか見て回っていました。私が作っている農地の横の通路らなければ●●さんの農地に行けなかったのですが、何年もすごく荒れている農地なんです。はるばる飯塚から来てあの農地を耕作するのって聞いたら、まあ空いてる所がないから仕方ないと。自分たちで役場に行って所有者や住所を調べ、麦と大豆を作らせてさせてもらうよう所有者にお願いしているとの事でした。後、日高病院の裏6、7反位あり一帯が荒れていて地権者も沢山いるすごく条件の悪い所ですが、それでも空いている所を探しています。大分から来て採算があうのかな、と思います。川崎町に大豆部会がないから、営農組合がないから仕方無いのですが。●●さんが言うのには、他の町村から来てと思うでしょうが、まず自分達の仕事ぶり、能力を見て欲しいと言っていました。そういう人に農業委員会として地域の話し合いに入るのか。後、懸念するわけじゃないですが、大豆は草を枯らしてから夏場に蒔きますよね。そして麦を今頃から蒔きます。大豆を蒔く6月とかに大きい乗用のブームスプレーを(15メートル位に羽を広げて蒔く機械)使って除草剤を蒔きます。それはそれで仕方ないことですが、川崎町に耕作者が居ないから仕方ないと思いますが、そう言う違う作物が水田の隣に来ると言う事が、ある意味そこに住宅が立つのと同じような弊害があると思うんです。
- (事務局)
- 事 務 局 今の件ですが、先程言われていた農薬の事も含めて利用権設定に条件を付けていったらどうかと思います。
- 議 長 他にありませんか
- (●●委員)
- 委員 ●●さんとだけ日高病院裏は利用権設定をしているだけです。農業委員会としてそういった物件があれば、地元になげかかるといった方向性で持って行って、その後に誰もいなければやむを得ないと思う。今までが農業委員会として何も活動をしてないので、今の現状になってしまっている。今後の農業委員会のやり方を考えるべき

だと思う。まんねり化して、ただ書類だけを通すだけになっていて、耕作放棄地を増やさないためにも、いかにして担い手を作っていくかが問題と思う。それが優先だと思う。そこのところをつめて話し合わないといけないと思う。

(局長)

局長 川崎町に担い手が居ればこう言った事態にはなっていないと思うし、居てもその人が麦・大豆しか作らなかったら同じような条件になるかもしれないですけど、前回の総会の中でも話したように、農政の立場で言うと今後、担い手が減って地域の農地がどんどん耕作放棄地になると言う事で、人・農地プランを作っていきたい。その人・農地プランと言うのは大字ごとに地区を分けてですね、その地域で誰か担い手になって貰って自分の田をしてくれないだろうか、と言う時に、地域で誰かしませんかと言うような組織を作って貰って、地域の農地は地域で守ると言う形で人・農地プランを作って行くのと一方で今、言ったように外から作りたいと言った時に、農業委員会でもその情報が事前に解る時があると思いますので、地域の農業委員さんに投げかけて誰かいませんか、と言った方法を取らないといけないと思います。耕作するに当たり近隣の人にも迷惑がかからないように注意しながら行いたいと思っています。

議長 皆さん方から沢山の意見が出ましたが、これから先は地域の農業委員、または推進委員の方が各地域に居ますので、地域で耳に入った場合には農業委員・推進委員の方が持ち主と話し合っ誰か作る人が居ないかと言った話し合いをして貰ったらと思います。そしてそれでも居ないとなったら、他の町村の方にお問い合わせとか。皆さんはどう思いますか。

(●●委員)

●●委員 居ないとなれば、●●さんとか、●●さんの二人に絞ってしないと。沢山の人が増えると取り合いにもなってくるので。不審に思えば、この前みたいに総会に来てもらって顔見せをするとか。でも、二組とも純粹に転売目的ではなく、赤村で野菜を作っている人だし、●●さんも飯塚で25町くらい麦・大豆を作っていてきちんと実績がある人達みたいですけど。

議長 他にありませんか。

(なし)

ないようですので、これをもちまして本日の議題はすべて終了いたしました。

次回の総会は、12月4日(水)13時30分からを予定しております。いつもと日にちが違いますので、間違えないようにして下さい。以上をもちまして、川崎町農業委員会11月総会を閉会いた

します。お疲れ様でした。

閉会 午後14時30分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

2 委員 _____

3 番委員 _____